

自転車小売業者のみなさまへ

自転車のまち“堺”

自転車を利用しやすいまちに！

『堺市自転車のまちづくり推進条例』を制定しました

平成26年10月1日施行

自転車は、環境にやさしく、心身の健康にもつながる身近な乗り物として利用する人が増える一方で、交通ルールやマナーを無視した自転車走行により、歩行者との事故が増加しています。また、自転車の盗難やひったくりなどの犯罪も多くなっています。

堺市では、交通ルールの遵守及びマナーの向上を図り、安全に、安心して、かつ、快適に自転車を利用することができるまちづくりを市民共通の願いとして進めるため、この条例を制定しました。

市、事業者及び市民等が協働し、自転車を有効に活用できるまちづくりに取り組みます。

自転車小売業者のみなさまにおかれましても自転車の安全利用にご理解いただき、事故及び犯罪の防止にご協力ください。



販売時には「安全利用」の啓発をお願いします

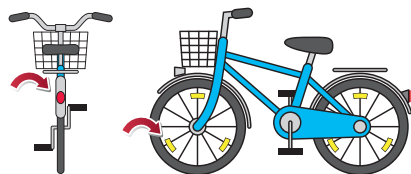
安全利用のポイント

●盗難の防止に有効な錠前、ひったくり防止カバーその他の用具の普及

盗難に強い「シリンダー錠」「ディンプル錠」の取り付けや「二重ロック」の推奨。

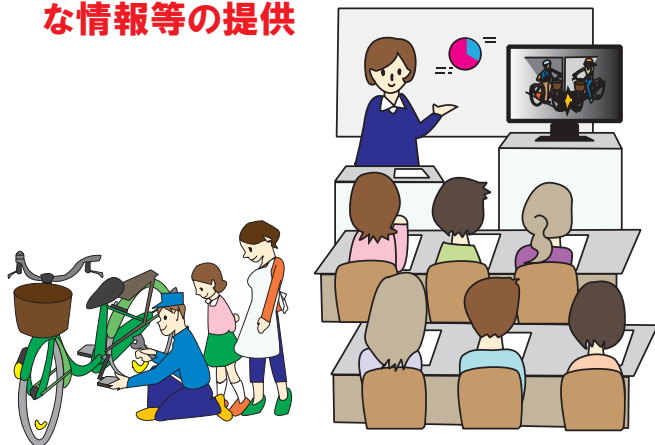


●灯火装置並びに車両の両側面及び後部に反射板を装備した自転車の製造・販売



●市が実施する自転車の安全利用に関する研修の受講

●自転車の購入者に対し、自転車の安全利用に関する周知及びそのために必要な情報等の提供



● 自転車購入者の日常点検及び自転車小売業者等による定期的な点検の促進



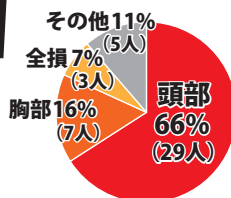
日常点検

- 《ハンドルは》前輪と直角にしっかり固定されていますか？
- 《ライトは》明るいですか？
- 《ブレーキは》前後輪ともよくきいていますか？
- 《タイヤは》空気が入っていますか？
- 《ベルは》鳴りますか？
- 《サドルは》しっかり固定されていますか？

● ヘルメット着用の促進



死亡事故
6割強が頭部損傷！



府内における自転車での死亡事故の6割強は、頭部の損傷によるものです。

大阪府内の自転車乗車中負傷部位別死者数（H25年中）

● 自転車購入者に自転車損害賠償保険などへの加入促進

TSマーク付帯保険

青色TS
マーク



赤色TS
マーク



傷害
補償

賠償責任補償
1,000 万円
(限度額)

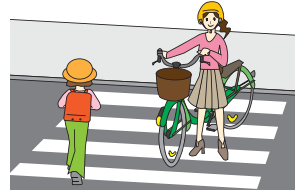
傷害
補償

賠償責任補償
5,000 万円
(限度額)

- 死亡もしくは重度後遺障害（1～4級）一律…30万円
- 入院（15日以上）一律…1万円
- 死亡もしくは重度後遺障害（1～4級）一律…100万円
- 入院（15日以上）一律…10万円
- 被害者見舞金（入院15日以上）一律…10万円

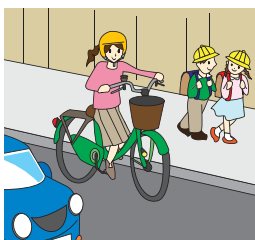
※ 赤色 TS マーク付帯保険の補償内容は、平成 26 年 10 月 1 日以降に普通自転車点検整備を行い、赤色 TS マークを貼付したもののからになります。

● 横断歩道を通行する際、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車を押して通行することの促進

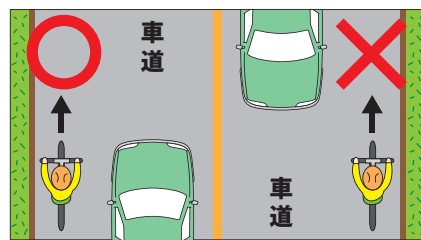


自転車安全利用五則の普及・啓発にご協力ください

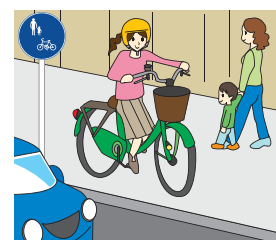
① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行



④ 安全ルールを守る

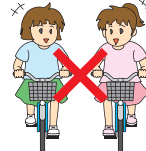
飲酒運転は
禁止



二人乗りは
禁止



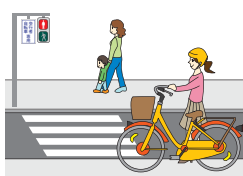
並進は
禁止



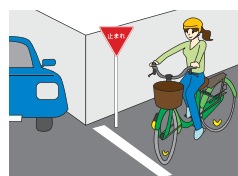
夜間はライトを点灯



信号を守る



交差点での一時停止と安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用



堺市自転車のまちづくり推進条例では、年齢に関係なくヘルメット着用の努力義務を定めています。

条例については、堺市のホームページをご覧ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyousei/shishin/sangyo/bicycle/df_ina_7475ede.html

【編集発行】堺市建設局自転車まちづくり推進室 電話072-228-7636

堺市 自転車条例



平成26年9月発行